

～全世代・全員活躍まちづくり～

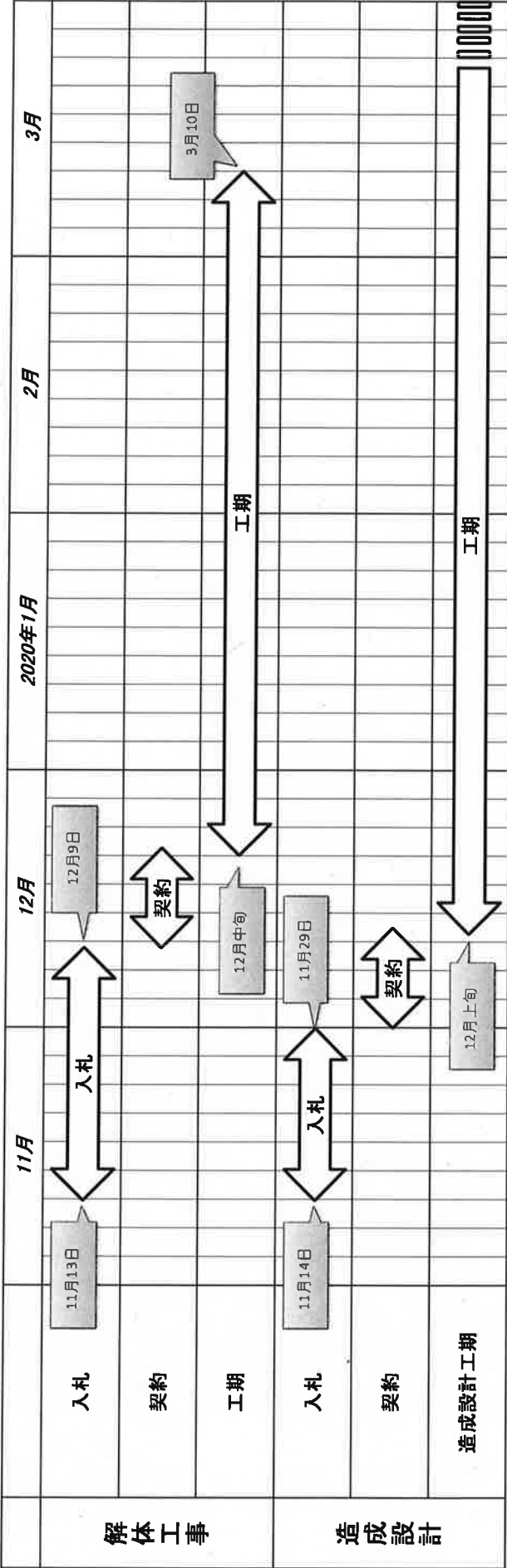
- 誰もが一人ひとりの個性と多様性を尊重され、地域コミュニティにおいて、それぞれの希望に応じて、それぞれの持つ能力を発揮し、生きがいを感じながら暮らすことができる全世代・全員活躍まちづくりを推進。
- 「誰もが居場所と役割のあるコミュニティづくり」「コミュニティ事業を安定的に運営できる事業基盤の確立」「コミュニティへの人の流れ作り」の3つの視点の取り組みを進めます。



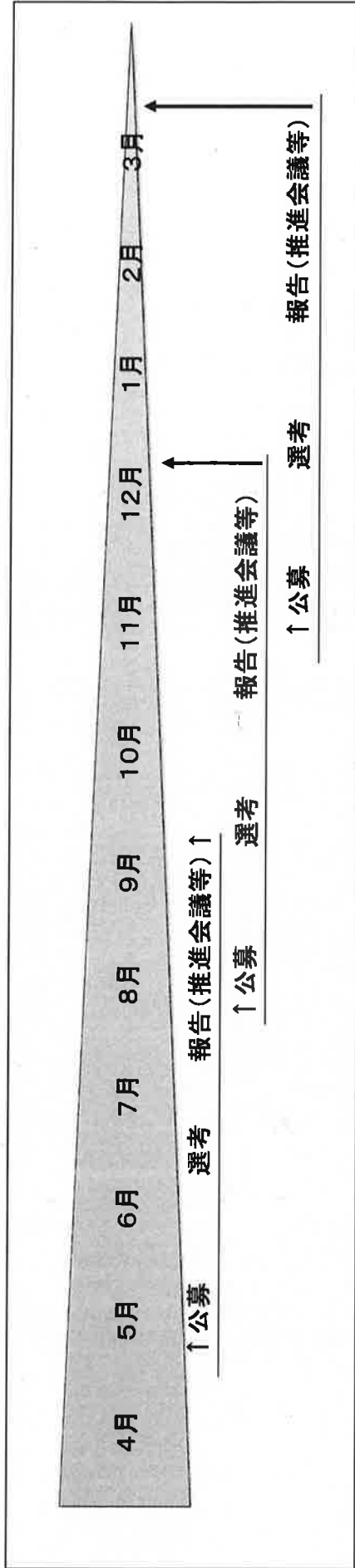
【モデル事業プラン及び事業者募集要項の主な変更点】

- ・50代以上を中心とした移住 → 従来の「移住」に加え、若者層を中心とした多世代への「起業支援」も含めた環境を整備。
- ・移住促進拠点 → 移住交流促進拠点を中心に、小星地域のコミュニティ活性化へつなげる。
- ・移住者用住宅等の整備。終の棲家にもでき希望に応じて移り住み → 起業支援を備えたお試し住宅等により、移住者の「生業」も支援。市の定める期間において利用し市内の空き家等へ移り住み。
- ・事業者は県内に社会福祉施設を有する法人 → 地域活性化と安定的な事業運営が見込める者。
- ・事業者により設置を求める居住コーデーター → 事業者による住宅等の計画がない場合は不用。

●工事関係事業スケジュール



●運営法人公募スケジュール(案)



(別紙)

まち・ひと・しごと創生基本方針 2019

- ・キャリア継続を支援する等の観点から、地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入を促すとともに、社員が結婚や配偶者の転勤などで転居が必要となった際に、転居先の同業他社で再就職ができるように支援する先駆的な取組について、普及を図る。

◎地域コミュニティによる支え合い・まちの魅力向上等

- ・子育て世代や子供の安心感、楽しさにつながるよう、地域の高齢者も含めて、誰もが居場所と役割を持つ支え合いのコミュニティづくりを推進する。
- ・子育てに感じる母親の負担等を地域のゆるやかな互助で支え合うなど、安心して子育てができ、多世代にとって快適で魅力的なまちをつくる「コミュニティマネジメント」の活動を推進するため、これらの活動の担い手の育成や、活動の拠点となる場づくりの支援の在り方を検討する。
- ・地域の潜在的な人材の活躍に資するよう、現在職に就いていない女性・高齢者等の掘り起こし、企業の職場環境改善や業務プロセスの見直し支援、マッチングなどの一連の取組を官民連携プラットフォームの下で行う都道府県の女性・高齢者等新規就業支援事業を一層促進するとともに、当該事業に関連した市町村等の関係機関の取組を促進する。
- ・サテライトオフィス、コワーキングスペースやテレワーク等による職住育近接のまちづくりを推進する。特に、住宅団地においては、空き家のシェアオフィス等への転用等を促進し、長距離通勤・片働きを前提とした職住分離・単機能のまちについて職住近接への転換と多機能化を図り、多世代共生型の地域づくりを推進する。

◎国の支援体制の強化等

- ・都道府県・市町村のニーズ等に応じて「地域アプローチ」による少子化対策を機動的に支援するため、関係省庁や有識者等からなる支援チームの形成も視野に入れ、必要な国の支援の在り方を検討する。

◎総合的な少子化対策の推進

- ・第198回通常国会において成立した、幼児教育・保育の無償化のための「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律⁽³⁶⁾」、真に支援が必要な低所得者世帯に対する高等教育の無償化のための「大学等における修学の支援に関する法律⁽³⁷⁾」により、経済的負担の軽減に向けた取組を強化する。
- ・「子ども・子育て支援新制度」等に基づき、保育の受け皿整備や保育士等の処遇改善をはじめ、引き続き幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図る。
- ・男性の家事・育児への参画促進、「ワーク・ライフ・バランス」や「女性の活躍」推進等の観点から、長時間労働の是正や、同一労働同一賃金の実現などの働き方改革を推進する。
- ・少子化社会対策基本法に基づく少子化社会対策大綱について、「第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会」において新たな大綱の策定に向けた検討を進め、引き続き総合的な少子化対策を推進する。

(2) 全世代・全員活躍まちづくりー「生涯活躍のまち」の更なる推

⁽³⁶⁾ 令和元年法律第7号。

⁽³⁷⁾ 令和元年法律第8号。

進等一

<概要>

誰もが居場所と役割を持ち、つながりを持って支え合うコミュニティ（「全世代・全員活躍まちづくり」）は、都市部、地方を問わず、地域に求められる重要な基盤であることから、その実現を目指し、誰もが居場所と役割のあるコミュニティづくりや、コミュニティ運営を安定的に支える事業基盤の確立に向けた取組等を総合的に推進する。

また、「全世代・全員活躍まちづくり」の実現を図る観点から、これまで中高年齢者の移住に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」について、「地域のコミュニティ対策」や企業と連携した交流など新たな視点も取り込みつつ、更なる普及促進を図るとともに、今後の在り方について、引き続き検討を進める。

【具体的取組】

◎居場所と役割のあるコミュニティづくり

- ・年齢や障害の有無等を問わず誰もが交流できる地域共生型による多世代交流の場づくりやコミュニティとの関係も視野に入れた住まいの場づくりなどにより、制度の縦割りを超え、「ごちゃまぜ」のコミュニティづくりを推進する。また、空き家、未利用農地など地域の遊休資産の徹底活用を図ること、こうした取組の基盤づくりを推進する。
- ・誰もがその能力を活かしてコミュニティの中で活躍できる新しい働き方を推進するため、「全世代・全員活躍まちづくり」にふさわしい就業支援モデルの確立と普及を図る。その際、都市部の企業等の業務プロセスの見直しやICTの活用等により、地方のサテライトオフィス等で受託できる付加価値の高い仕事を増やす方策も含めて検討する。
- ・フレイル⁽³⁸⁾対策等も含めて、いつまでも健康で活躍できるモデルの普及や、コミュニティビジネスとも関連させた健康推進事業の普及を図る。
- ・障害者等による文化芸術活動について推進を図る。

◎コミュニティへのひとの流れづくり

- ・「関係人口」の創出・拡大に向けた取組の一環として、東京圏を中心とした人材と「全世代・全員活躍まちづくり」に取り組む地方公共団体とをつなぐ仕組みにより、地域との交流等による地域課題解決に貢献するモデルの普及やそのための基盤として企業と地方公共団体を効果的にマッチングさせるプラットフォームの構築等具体的な仕組みを検討する。

◎安定的な事業基盤の確立に向けた取組

- ・安定的・継続的にコミュニティの運営が図られるよう、地域再生推進法人を含むコミュニティ事業を担う中核的な法人への支援の在り方、マネジメント人材の確保、公的融資、銀行融資やクラウドファンディングの活用などの資金調達手法の在り方等について検討を行う。
- ・コミュニティにおける共生型・多機能型の事業の実施を前提に、例えば介護保険、障害者支援などの各種公的制度について、地域ニーズを踏まえた一体

⁽³⁸⁾ 要介護状態に至る前段階として位置付けられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

的運用を可能とするための方策について検討を行う。

- ・「互助の見える化」のためのツールとしての地域通貨など、地域内経済循環の仕組みの普及に向けて、必要な調査・研究を行う。

◎「生涯活躍のまち」の更なる推進に向けた支援等の強化

- ・都道府県ごとに広域アドバイザーを養成し、広域的な支援体制を構築すること等を通じて、取組に未着手の地方公共団体の新たな掘り起こし等を進める。
- ・都道府県におけるアドバイザーを活用した支援体制の強化を図るため、国において、アドバイザーの養成方法等について検討するとともに、質の高いアドバイザー研修を実施する。
- ・取組の推進意向のある地方公共団体に対し、政府において関係省庁と連携し、ニーズを踏まえつつフォローアップを行い、支援の強化を図る。
- ・「全世代・全員活躍まちづくり」の実現を図る観点から、これまで中高年齢者の移住に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」について、コミュニティ対策や企業と連携した移住に至らない都市部との交流など新たな視点も取り込みつつ、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。

(3) 地域共生社会の実現

<概要>

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、困難を抱える人を含め、一人一人の多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する「地域共生社会」を目指す。

そのため、包括的な支援体制の構築を推進し、地方公共団体の創意工夫ある取組を支援する。

また、今後の医療・福祉ニーズの増大や多様化に対応するため、潜在有資格者（専門資格を持ちながら専門分野で就業していない者）の掘り起こしや、多様なキャリアパスの構築等を進める。

さらに、全ての人々が健康で生き生きと暮らしていけるよう、疾病・介護予防や健康増進に向けた取組を推進する。

【具体的取組】

◎地域課題を解決するための包括的な支援体制の強化

- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律⁽³⁹⁾ 附則の規定に基づき、包括的な支援体制の全国的な整備を行うため、モデル事業における課題等の整理を十分に行う。この整理を踏まえ、本年5月に設置した検討会において、断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設を含め、取組強化に向けた検討を行う。
- ・「地域共生社会」の実現に当たり、2018年の改正後の生活困窮者自立支援法⁽⁴⁰⁾に基づき、就労・家計・住まいの課題を抱える生活困窮者に対する包括的

⁽³⁹⁾ 平成29年法律第52号。

⁽⁴⁰⁾ 平成25年法律第105号。

な支援体制の整備を推進する。

- ・民間の活力を社会的課題の解決に活用することにより、保健福祉分野において社会的事業の開発・普及を目指す。健康づくり、生活困窮者施策、児童福祉施策、地域コミュニティづくりなどの幅広い事業分野において、社会的インパクト投資の枠組を活用した社会的事業の試行的な実施を通じて、成果指標の設定などの環境整備を行うとともに、その課題や有効性の検証を実施する。
- ・高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉の両制度において 2018 年度に創設された共生型サービスを活用するなどして、地域の実情に合った多世代・多機能型の総合的な福祉サービスの実現を推進する。
- ・就労上の困難を抱える方の就労・社会参加をかなえるため、障害者就業・生活支援センターのノウハウの活用を通じ、障害があるとうかがわれる生活困窮者等への就労・定着支援の充実や他の就労支援機関との連携を進めるなど、包括的な支援体制を構築する。
- ・地域共生社会の実現に向け、福祉、農業、地方経済、観光といった多領域間の連携を組み込んだモデルなど地域共生社会に資する活動を実施する地方公共団体に対し、地域ニーズを踏まえた柔軟な財政支援の在り方を検討する。また、こうした地方公共団体に対し、引き続き「生涯活躍のまち」の枠組を活用するなどして地方創生推進交付金による支援を行う。

◎専門人材の機能強化・最大活用

- ・住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく観点から、専門性の確保に配慮しつつ、保健医療福祉の共通基礎課程の創設に向けた検討を行い、2021 年度を目途に実施を目指す。

◎疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化

- ・民間企業や医療機関などとの協働の下、関係施策等と連携を図っている事例や、成果連動型の支払いの仕組みを活用している事例など、参考となる事例の周知や、効率的・効果的にスポーツを通じた健康増進の取組を実施するための関係機関の連携・協働体制の整備への支援等を通じて、各地域における取組を推進する。
- ・75 歳以上の高齢者に対する保健事業について、フレイル対策を含めきめ細やかな支援を充実させる。このため、後期高齢者医療の保険者インセンティブ措置を活用する。また、市町村による保健事業と介護予防の一体的実施の全国展開に向け、国の特別調整交付金を活用して、医療専門職の市町村への配置等を支援する。

(4) 官民連携による女性・高齢者等の新規就業促進

<概要>

全世代・全員活躍の社会の実現に向け、誰もがその能力を活かし、本人の希望に応じて働くチャンスを得ることは極めて重要であるため、本年度から地方創生推進交付金により支援している「女性・高齢者等新規就業支援事業」について、未実施の都道府県への更なる普及促進を図り、無業者の掘り起こし等に